

令和6年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

令和6年2月29日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔 1 件 〕

議案第 31 号	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	1～2
----------	---	-------	-----

議案第 3 1 号	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
-----------	---

1 要 旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）の施行に伴い、省令に従うべき基準又は参酌すべき基準について所要の改正を行うため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 従業者の員数（第 5 条関係）

指定介護予防支援事業者についての介護支援専門員設置の新設

(2) 管理者（第 6 条関係）

指定介護予防支援事業者に置く管理者を専らその職務に従事する主任介護支援専門員設置の新設

(3) 利用料等の受領（第 1 3 条関係）

指定介護予防支援事業者の通常の実施地域以外にて居宅を訪問した場合の要する交通費の受領の新設

(4) 掲示（第 2 4 条関係）

指定介護予防支援事業者における運営規程の概要、担当職員の勤務体制等の重要事項について、事業所への備付けに加えウェブサイトに掲載する規定を追加

(5) 指定介護予防支援の具体的取扱方針（第 3 3 条関係）

当該利用者等の生命又は身体保護のための緊急やむを得ない場合を除いた身体的拘束等の禁止、理由の記録についての新設等について、省令の規定と同様に改正するもの

3 施行年月日

令和6年4月1日から施行。ただし、重要事項をウェブサイトに掲載することについては、令和7年4月1日から施行する。

[保健福祉部：介護長寿課]